

## (仮称)軽米町長倉岡子風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)軽米町長倉岡子風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 120,000kW	
事業の実施区域(予定地)	九戸郡軽米町	
事業者の名称	K T A軽米風力合同会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和8年3月2日
	縦覧期間	令和8年3月3日～令和8年4月2日
	住民等の意見書の提出期間	令和8年3月3日～令和8年4月17日
	技術審査会の審査	令和8年6月2日
	知事意見の送付	令和 年 月 日

「(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する軽米町長意見

- ① 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法  
本事業により設置される施設等の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続が必要な土地である場合は、適切な手続を行うこと。
- ② 森林法  
森林法に基づく手続が必要な土地である場合は、適切な手続を行うこと。
- ③ 土砂災害防止法  
土砂災害特別警戒区域内に工作物を設置する場合には、一定の制限や規制があるので留意すること。
- ④ 文化財保護法  
事業予定区域内には、埋蔵文化財包蔵地が登録されています。開発に係る土地の利用状況から未調査の区域も多く、登録されている地点以外にも文化財が埋蔵されている可能性がありますので、軽米町教育委員会と事前に協議すること。

「(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する洋野町長意見

特段の異議等はありませんが、周辺の自然環境や生態系への影響等に十分配慮して、事業推進を図るようお願いします。

「(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する九戸村長意見

- 1 今後の事業計画の検討及び環境影響評価の実施にあたっては、環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響の低減に努めること。
- 2 重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きい「位置・規模」の選定を優先するとともに、災害リスクに関しては、法令等の制約を受ける場所以外であっても細心の注意を払い、現地調査を行うなど責任を持って事業を進めること。

## (仮) 軽米町長倉円子風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する委員等事前質問・意見

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	事業計画	前田委員	P4	風力発電機の計画基数は20～40基程度と大きな幅がありますが、20基程度を下回る場合は事業は実施しないという意味でよいでしょうか。	本事業における風力発電機の計画基数（20～40基程度）につきましては、現時点での想定レンジを示したものであり、特定の基数を下回った場合に直ちに事業を実施しないといった一律の基準を設定しているものではありません。今後の環境影響評価、系統連系条件および地元関係者との協議結果等を踏まえ、環境影響の回避・低減と事業成立性の両立が可能な範囲において、適切な基数を総合的に判断してまいります。
2	事業区域	齊藤会長	P4-6	風車設置基数に制限が出る可能性はあるが、環境保全の観点から事業実施想定区域を北エリアあるいは南エリアのどちらかに限定する（いわゆる複数案からエリアを絞る）という考えを持っているか伺いたい。	環境影響評価の結果や関係者との協議を踏まえ、複数のエリアのうち環境影響の回避・低減がより適切に図られるエリアに限定するなど、配置計画の見直しを行う可能性も含めて検討してまいります。
3	事業区域	齊藤会長	P12, 27	保安林の除外など環境保全に配慮してエリアを絞っている点は理解できる。ただし、本事業実施想定区域周辺には既に多くの風力発電事業計画が提出されており、累積的な環境影響が大いに懸念される地域といえる。後発である本事業計画において、広域エリアを含む複数案ではなく、風力発電事業計画の多い軽米エリアに限定した理由を説明いただきたい。	事業実施想定区域の設定にあたっては、風況条件、地形条件、既存インフラの活用可能性、環境条件（水系、植生等）および事業実現性を総合的に勘案し、現実的に開発可能性が見込まれる範囲を対象としております。その結果として、軽米エリアを含む現在の区域設定としておりますが、これは広域的に無制限に区域を設定するのではなく、実現性および環境影響の観点から合理的と考えられる範囲に絞り込んだものでございます。一方で、御指摘のとおり、当該地域周辺においては複数の風力発電事業が計画されていることは認識しており、累積的影響については重要な検討事項であると考えております。このため、本事業におきましても、方法書以降の手続において、他事業の計画状況を踏まえた上で、累積的影響の観点を含めた適切な予測・評価を行うとともに、必要に応じて配置や規模の見直し等の回避・低減措置を検討してまいります。
4	事業区域	齊藤会長	P235	No. 2やNo. 3の質問に関係するが、環境保全に配慮してエリアを絞っているにも関わらず、図3. 2-22を見ると北エリア内の保全区分A領域を風力発電機設置区域として残している。除外しなかった理由を説明いただきたい。	北側の事業実施想定区域内の保全区分Aについては、岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定）によると、「生物的環境の評価」に基づき設定されています。「生物的環境の評価」は、「生息・生育環境の評価」と「種の評価」に区分して行い、それらを統合して評価されますが、「生息・生育環境の評価」の根拠となる植生自然度の高い植生や特定植物群落は、既往文献資料では当該箇所における分布情報はありません。「種の評価」の根拠となる「種の重要性」と「種の多様性」は、「いわてレッドデータブック（2014年版）」のメッシュ情報を基に評価されていますが、当該資料の刊行から10年以上が経過し、2025年3月に改訂されています。また、植物の専門家からは「植物の重要種が多く生育しているという情報は把握していない。」というご意見がありました。これらを踏まえ、今後の調査で改めて重要な植生の分布状況や重要種の生息・生育状況を確認し、専門家に助言を受けたうえで、風力発電機の設置対象区域から除外するか否かを判断することとさせていただきます。
5	事業区域	前田委員	P14	風況を考慮した事業実施想定区域（案）の図では、風況がよいのに初めから選ばれていない場所が多くあります。絞り込みの経緯は全て示して下さい。	配慮書P14、図 2.2-3 検討区域及びその周囲の風況で記載した事業実施想定区域（案）については、風況条件、社会インフラ整備状況、周辺の風力発電事業から総合的に判断して確認して設定いたしました（配慮書P11参照）。このため、風況が良い場所であっても、既設又は計画中の風力発電事業の存在する場所等は除外しております。別添資料5に風況条件、社会インフラ整備状況、周辺の風力発電事業を重ね合わせた図をお示しします。
6	事業区域	石川委員	P239, 240	風力発電機の設置想定区域は住居から1 km以内、または1～2 km以内がほとんどを占めています。この点についてどのような配慮をご検討でしょうか。	本配慮書における風力発電機の設置対象区域には、住居等から1km以内、または1～2km程度の範囲に位置する箇所が含まれていることから、生活環境への影響について配慮が必要であると認識しています。今後の事業計画の具体的な検討にあたっては、風力発電機の設置区域の絞り込みや配置計画の工夫等を行うとともに、方法書以降の手続きにおいて必要な調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合には、風力発電機の配置等について再検討も含めた環境保全措置を検討することにより、生活環境への影響の回避又は低減に配慮してまいります。
7	事業区域	石川委員	P21	設置対象外の区域は事業のどのようなことに使用されることが想定されるのでしょうか。	管理用道路や、輸送時の大型部材の仮置き場としての利用を検討しております。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
8	事業区域	平井委員	P20, 263	P20には、住宅から1kmの範囲はできる限り、風力発電機の設置検討対象外とする方針が書かれていますが、P.263をみると風力発電機の設置対象区域より0.5～1.0kmの範囲に住居が41戸存在するとされています。どういった理由から、この41戸は例外と判断されたのか、ご教示ください。	騒音の影響は、風力発電機からの距離のほか、風力発電機の機種及び配置、その地域の地形、現況の騒音レベル等によるため、離隔距離のみによって判断することは難しいものと考えます。 今後の事業計画の具体的な検討にあたっては、風力発電機の設置区域の絞り込みや配置計画の工夫等を行うことにより、騒音の影響を回避又は低減できる余地があること、及び方法書以降の手続きにおいて必要な調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合には、風力発電機の配置等について再検討も含めた環境保全措置を検討することにより、施設の稼働による重大な影響を回避又は低減できると考えられることから、配慮書段階では風力発電機の設置対象区域を広めに設定いたしました。
9	累積的影響	平井委員	P16	P16に示されているように、本事業の検討区域周辺には多くの風力発電事業が計画されています。本事業によって将来的に風車に囲まれる地域が数多く存在することになりそうです。複数の事業による累積的な影響評価をどのように実施するのかについてお考えをお聞かせください。	累積的な影響については、他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努めるとともに、方法書以降の具体的な事業計画の検討の結果、周辺の環境条件、既設・計画中の発電所との位置関係等から累積的影響が生じると判断した場合には、実施する予定としています。累積的な影響を踏まえた、調査、予測及び評価の手法については、方法書で示します。
10	騒音	永幡委員	-	WHOが指摘するように風力発電機による騒音の健康影響について十分な科学的知見がないとは言え、日本における疫学調査において風車から1.5km以内の居住、及び、風車騒音が自覚的に聞こえることがリスクファクターである可能性が指摘されている中、さらに言えば、環境省が風力発電機の大型化が健康影響及ぼす影響は未知であることを述べている中、6MW級の発電機の設置をも検討しているにも関わらず、従来通りの通り一遍の評価手法による評価のみで評価を終わらせているこの配慮書は、少なくとも「騒音及び低周波音」という項目について、計画段階における配慮を十分にしているとは言えない。方法書においては、発電機の大型化の影響が未知であることを前提とし、また、健康影響についても十分な科学的知見がないことに留意し、予防原則に基づいた安全側の評価を行うことができる方法を提案すること。	配慮書段階では、今後の事業計画の具体的な検討にあたって、風力発電機の設置区域の絞り込みや配置計画の工夫等を行うことにより、騒音の影響を回避又は低減できる余地があること、及び方法書以降の手続きにおいて必要な調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合には、風力発電機の配置等について再検討も含めた環境保全措置を検討することにより、施設の稼働による重大な影響を回避又は低減できると評価しています。 方法書においては、発電機の大型化の影響が未知であることを前提とし、また、健康影響についても十分な科学的知見がないことに留意し、最新の知見や環境省の指針・マニュアル等を参照しつつ、騒音影響の予防的な観点から安全側となるよう、調査、予測及び評価手法を検討いたします。
11	土地の安定性	大河原委員	P225	②砂防指定地「事業実施想定区域の周囲には、砂防指定地が3箇所存在している。」 ③急傾斜地崩壊危険区域「事業実施想定区域の周囲には、急傾斜地崩壊危険区域が4箇所存在している。」 ⑤土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域「事業実施想定区域の周囲には、(中略)土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が存在する。」 ⑥山地災害危険地区「事業実施想定区域には、崩壊土砂流出危険地区が存在している」 これら4つの防災関係の指定地に対して、本事業における対応・対策の基本的な考えを伺いたい。	風力発電機の設置位置、アクセス道路および関連設備の配置にあたり、当該区域およびその周辺の斜面安定性や排水経路への影響を考慮し、不安定な地形や災害リスクの高い箇所を避けた計画とするよう検討を進めてまいります。
12	水環境	伊藤(絹)委員	P155-160	事業想定区域内及び周辺には内水面漁業権が設定されている河川が数多く存在し、また地下水取水域も存在しています。非常に重要な水源涵養地域と考えられます。樹木や河畔林の伐採による影響が懸念されます。水源涵養機能への影響について、どのような方法で評価されるでしょうか。	水源涵養機能への影響については、発電所アセス省令で参考項目として示されていないことから、環境影響評価項目として選定しておりませんが、水源かん養保安林の伐採を避けるとともに、樹木や河畔林の伐採面積を最小化すること等により、事業による水源涵養機能への影響をできる限り回避・低減する予定です。
13	人触れ	永幡委員	-	配慮書によれば、「市民の森 不習岳」は事業実施想定区域から約1.2km離れているということであるが、その距離であれば、風力発電機による音が聞こえる可能性が十分にある。キャンプやハイキングを楽しむ人にとっては、風力発電機から発生する音のような人工音が聞こえること自体が問題となることが十分に考えられる。方法書においては、人と自然との触れ合い活動の場の静穏性について、十分な評価ができる予測・評価法を提案すること。	方法書では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場であるとして「市民の森 不習岳」における静穏性についても、十分な評価ができる予測・評価法を検討します。
14	事業区域	森林保全課	-	対象事業実施想定区域内には「山地災害危険地区調査要領」(平成28年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)が存在していることから、土砂災害等の発生が懸念される箇所の改変を回避するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。	土砂災害等の発生が懸念される箇所の改変を回避するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定するように致します。
15	水環境	環境保全課環境調整担当	要約書P30及び本書P45～48	公共用水域の水質調査について、岩手県では、雪谷川ダム直下においても調査を実施していることから、現在の状況の判断に必要である場合には、当該地点に係る内容を追加で記載すること(要約書:表3-1(2)、本書:本文、表3.1-14、表3.1-15(1)、図3.1-6)。	表・図面を追記いたします。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
16	水環境	環境保全課環境調整担当	要約書P30及び本書P46	令和5年度岩手県公共用水域水質調査結果について、出典1に記載されている水質測定結果と相違が認められるため、再度内容を確認のうえ、適切に修正すること（本書：表3.1-15(1)～(3)）。併せて、環境基準未達成の項目及び検出物質に関する記載についても、不整合が確認されたことから、測定結果に基づき適宜修正すること。（要約書：水質の状況本文、本書：本文）	本文・表を修正いたします。
17	騒音	環境保全課環境調整担当	本書P174	表3.2-23(4)について、騒音の環境基準値に誤植が見受けられることから、修正すること。	表を修正いたします。
18	文化財	生涯学習文化財課	-	対象事業実施区域内には軽米町指定の天然記念物である「沢里のオッコ」が所在します。事業の際は影響が及ばないように注意してください。	軽米町指定の天然記念物である「沢里のオッコ」については、事業の影響が及ばないように注意します。
19	事業区域	森林保全課	-	対象事業実施想定区域は、その大部分が森林法に基づく森林区域と森林区域以外が混在している。 森林区域（民有林）における1haを超える開発行為を行う場合には、林地開発許可を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。	
20	土地の安定性	砂防災課	-	事業実施区域が軽米町に位置することから、事業実施の検討にあたっては、当該区域を管理している県北広域振興局土木部二戸土木センターに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の有無を確認してください。 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、区域内の制限行為について、知事の許可が必要となります。 この他、土砂災害特別警戒区域内の場合は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制があります。	
21	動物	二戸保健福祉環境センター	-	いわてレッドデータブックに記載されている希少野生動植物への影響に十分配慮すること。 環境影響評価のための調査目的で、鳥獣の捕獲をしようとする場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき予め許可を受けること。	
22	文化財	生涯学習文化財課	-	国特別天然記念物である「カモシカ」が生息しており、事故等に十分注意するなど配慮が必要です。なお、死骸を発見した際は地元の教育委員会に連絡してください。 事業実施想定区域内に天然記念物「イヌワシ」の生息地は確認されていませんが、飛来が確認される場合には、速やかに地元教育委員会に連絡し、対応を協議してください。 対象事業実施区域内には巖主2遺跡（IF74-1316）や下村2遺跡（IF93-0338）などの遺跡が所在し、周辺にも埋蔵文化財包蔵地が数多く分布しています。また、事業地が広大であり、未発見の埋蔵文化財包蔵地が所在している可能性があることから、事前に地元の教育委員会と協議をしてください。	
23	景観	都市計画課	-	対象事業実施区域は、岩手県景観計画（平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行）による一般地域の農山漁村景観地区に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努めることが必要です。 また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、県北広域振興局長（県北広域振興局土木部二戸土木センター）にあります。届出対象行為に該当する場合は、県北広域振興局土木部二戸土木センターに届出が必要です。 なお、景観への影響、景観資源及び設定した眺望点については、対象事業実施区域及び近隣の市町村に意見を確認願います。	

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
24	廃棄物	二戸保健福祉環境センター	-	<p>建設工事に伴い生じる産業廃棄物を資材として利用しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理等して、建設資材としての規格に適合させた後に、適切に利用すること。</p> <p>なお、工事に伴い排出される産業廃棄物のうち、木くず（伐採木に限る。）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第2項に規定する建設資材廃棄物に該当しないことに留意すること。</p> <p>建設工事に伴い生じる産業廃棄物を排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る）しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定に基づき予め届出すること。</p> <p>なお、積替えに係る産業廃棄物の保管は平均搬出量の7日分以内が上限と規定されていることに留意すること。</p>	
25	その他	森林整備課	P149	<p>事業区域内には、森林法第5条に基づく地域森林計画対象森林が含まれていることから、対象森林の伐採等の行為を行う場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」関係及び森林経営計画制度に基づく手続が必要である。</p> <p>(1) 地域森林計画対象森林であり森林経営計画がたてられていない森林においては、伐採を開始する90日から30日までの間に「伐採及び伐採後の造林の届出」を市町村に提出しなければならない。（森林法第10条の8）</p> <p>なお、森林法第10条の2に基づき、林地開発の許可を受けた場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出は不要である。</p> <p>(2) 森林経営計画の対象森林において森林所有者等が自ら森林の経営を行わなくなった場合は、対象森林から除外する手続が必要である。（森林法第12条）</p> <p>(3) 森林経営計画の対象森林において計画に基づく伐採をする場合は、伐採後30日以内に「森林経営計画に係る森林の伐採等の届出」を提出しなければならない。（森林法第15条）</p>	
26	その他	建築住宅課	-	<p>風力発電設備（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受けるもの又は電気事業法第2条第1項第十八号に規定する電気工作物であるものに限る。）は建築基準法に基づく建築確認申請が不要です。</p>	
27	その他	都市計画課	-	<p>当該地は、都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。</p> <p>当該地に係る開発許可に関する事務及び権限は、岩手県知事にあります。開発行為についての疑義等がある場合には、岩手県都市計画課又は軽米町地域整備課に照会願います。</p> <p>当該地は、工事着手前に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく手続が必要な場合があります。</p> <p>当該地に係る相談等は申請区域を管轄する振興局へお願いします。</p>	
28	その他	農業振興課	-	<p>各手続に関する問合せ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問い合わせ先に必ず事前に相談していただくようお願いいたします。</p> <p>1 農用地区域内の農用地等で事業を行う場合：農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課）</p> <p>※ なお、農用地区域は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、位置選定に当たっては代替地がないか十分検討いただくようお願いいたします。</p> <p>2 農用地区域内において開発行為を行う場合：農振法第15条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課）</p> <p>3 農地を転用する場合：農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会）</p> <p>※ 農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要ですので注意してください。</p>	
29	その他	二戸保健福祉環境センター	-	<p>土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとする場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出をすること。</p>	

別添資料5

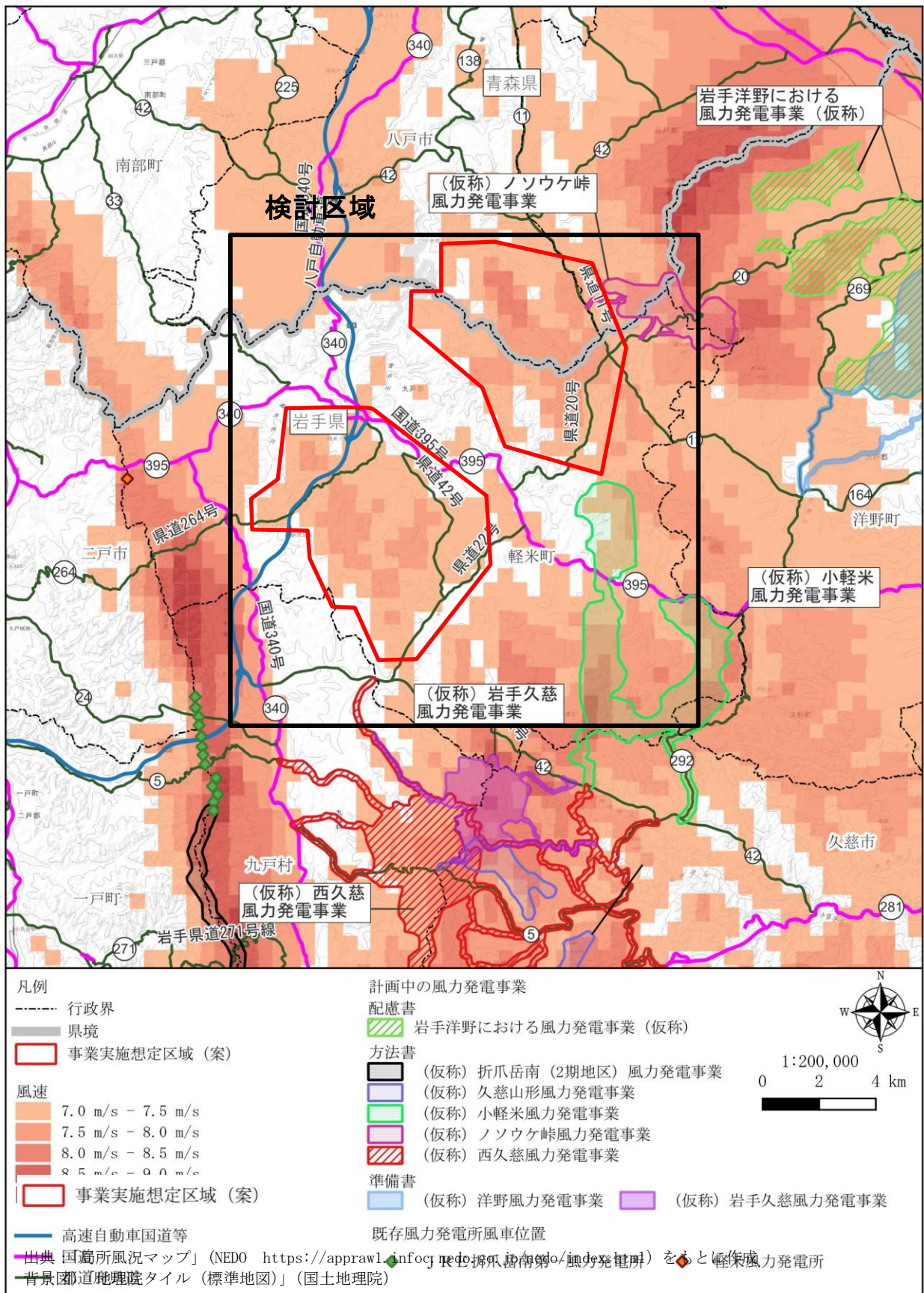


図 1 検討区域及びその周囲の風況、社会インフラ整備状況、風力発電事業の重ね合わせ